

(3) 日本学生支援機構 大学院奨学生

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき平成16年4月に設立され、教育の機会均等に寄与するため、学資の貸与その他学生等の修学援助を行うことなどにより、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的としています。

日本学生支援機構の大学院奨学制度には、第一種、第二種、そして2つ（第一種・第二種）を併用する併用貸与があり、貸与された奨学金は、大学院修了後、返還することになります。

第一種は無利息で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、奨学金の全部または一部が返還免除となります。

第二種は、在学中は無利息ですが、修了後は年利3%を上限とする利息が付きます。また、返還免除制度はありません。

・2019年度 採用者数

第一種 … (申請者なし)

第二種 … (申請者なし)

・2018年度 採用者数

第一種 … 1年次：1名

第二種 … (申請者なし)

※ 民間奨学金について

民間奨学金については、募集の依頼が来るごとに、掲示によって周知します。

また、入学許可内定者が申請できるものもありますので、大学院の掲示板に注意してください。

(4) 入学料・授業料免除

原則的には学部学生と同一の制度ですが、大学院学生の場合は、父母等から独立・別居した生計者として、次の3つの条件を全て満たしている場合、独立家計としての出願が可能です。この場合、免除申請者本人（配偶者を含む）の収入で判定します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養家族でないこと。
- ② 本人（または配偶者）に収入があり、それに関する所得申告がなされ、所得証明書が発行される者であること。
- ③ 本人（及び配偶者）の父母等と別居していること。（住民票を別とする）

以上3つの条件を全て満たす者（＝証明する書類を提出できる者）について、独立家計と認定します。親と別居し、仕送りなども受けていない、というだけでは、独立家計の認定ができないので注意してください。

なお、独立家計の出願者の収入については、生計を維持できる十分な収入があることが望ましく、たとえば、住居費に7万円必要としている場合、年間の収入が90万円前後では、生計を維持することが不可能であることが明らかであるため、生計を維持するための生活費の出所を明らかにし、証明書などを添付してください。父母等からの援助を受けていないことが前提となります（留学生は、母国からの送金があっても独立家計が認められます）。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・2018年度（前期分）授業料免除者数 | ・2018年度（後期分）授業料免除者数 |
| 全額免除・・・日本人：5名、留学生：1名 | 全額免除・・・日本人：5名、留学生：1名 |
| 半額免除・・・日本人：3名、留学生：3名 | 半額免除・・・日本人：4名、留学生：4名 |
- ・2018年度 入学料免除者数 ⇒ 全額免除・・・日本人：0名、留学生：0名
半額免除・・・日本人：1名、留学生：1名

以上、奨学関係、入学料・授業料免除の詳細については、奨学厚生課奨学チームあて、問い合わせてください。

- ◎ 奨学金担当 …………… ☎ 03-5841-2536
◎ 入学料・授業料免除担当 …… ☎ 03-5841-2547